

令和5年6月6日  
公益社団法人北海道観光振興機構

令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業  
ATWS2023 を活用した調査事業の企画提案を公募します（再公示）

当機構では、2023年9月に北海道で開催する「アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道・日本（以下「ATWS2023」という。）」を活用して、サミット後の北海道内でのアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）定着とさらなる発展を目的として調査事業を実施することとし、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名  
令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 ATWS2023 を活用した調査事業
2. 事業目的  
2023年9月に北海道で開催するATWS2023を活用した調査を行うことで、ATWS2023後の北海道内でのAT定着とさらなる発展を目的とする。
3. 応募方法  
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

6月6日（火）	公示
6月9日（金）	事業説明会
6月13日（火）	企画提案の参加表明期限
6月20日（火）	企画提案書の提出期限
6月22日（木）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は6月21日（水）に書類による予備審査、6月22日（木）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行なう
6月下旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先  
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 柴田佳郎  
Email yo\_shibata@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

# 令和5年度 アドベンチャートラベル推進事業 ATWS2023 を活用した調査事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

## 1. 事業目的

2023年9月に北海道で開催するATWSを活用した調査を行うことで、ATWS2023後の北海道内のAT定着とさらなる発展を目的とする。

## 2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

## 4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

## 5. 委託事業費（上限）

25,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(2) 業務スケジュール

6月6日（火） 公示

6月9日（金） 事業説明会

6月13日（火） 企画提案の参加表明期限

6月20日（火） 企画提案書の提出期限

6月22日（木） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）

※4社以上応募の場合は6月21日（水）に書類による予備審査、6月22日（木）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行なう

6月下旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施  
 2月29日(木) 実績報告書の提出

7. ATWS2023 の概要

毎年1回開催される、世界最大のATイベント。基調講演、分科会、ワークショップ、商談会のほか、大会初日に日帰りツアー（全員参加）及び、大会前に3泊以上のツアー（任意参加）が実施される。

ATはサステナビリティと地域経済への貢献を重要な概念としており、ATWS2023においても可能な限り環境をはじめ多様なサステナビリティに配慮した大会運営とする必要がある。

- (1) 主催者 アドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション (ATTA)
- (2) 参加者 世界約60国よりAT関係者(ツアーオペレーター、メディア、DMO等)約800人  
 ※800人中、約2割が日本国内からの参加者と予想されている。
- (3) テーマ 調和 Harmony
- (4) 主会場 札幌コンベンションセンター（札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1）
- (5) スケジュール等

	内容	場所	
～9月10日	プレサミットアドベンチャー (PSA)	道内・道外	
9月10日(日)	昼～夕方：事前チェックイン	大通ビッセ	
9月11日(月)	朝～夜：ディオブアドベンチャー(DOA) 夕方～：ウェルカムレセプション	集合・帰着：大通公園1丁目 大通公園1丁目	
9月12日(火)	A T W S 本 大 会	札幌コンベンションセンター	
9月13日(水)			イベントチェックイン (12日朝のみ) 本会議 (PLENARY SESSIONS、BREAKOUT SESSIONS、MARKET PLACE、MEDIA CONNECT等) ランチ、コーヒープレイク (午前・午後) メディアカンファレンス (12日)
9月14日(木)			12日夜：オープングレセプション 14日夜：クロージングレセプション
9月15日～	ポストサミットアドベンチャー (POST-SA)	釧路・十勝・上川・宗谷	

※参考：ATWS2022のAgenda (ATTAのHP)

<https://events.adventuretravel.biz/summit/lugano-2022/agenda>

- (6) 言語 大会の各プログラムは全て英語で行われる。

8. アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会との連携について

本事業の実施にあたっては、ATWS2023の大会運営を行うアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会（以下、「実行委員会」という。）との連携が必要となる。具体的な連携の手法については、事業の実施段階において観光機構から指示を行うのでこれに従うこと。

また、企画提案にあたってはATTAのHP (<https://www.adventuretravel.biz/>) 及び実行委員会のHP ([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/ATWS\\_Executive\\_Committee.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/ATWS_Executive_Committee.html)) からATWS2023の最新情報を参照すること。

9. 業務委託内容（企画提案事項）

- (1) PSAコース磨き上げ

- ① 道内PSA参加者アンケート調査実施

- ア 各道内PSA催行事業者と連携して、PSAツアー終了後に参加者に対して、AT旅行者が日本のATコースに求める要素及び各コースの改善点を把握するためのアンケートを実施すること。
- イ 全てのPSA参加者から回収できるよう、回収方法について有効な手法を提案すること。
- ウ アンケート設問項目は、観光機構及び実行委員会と協議の上、設定すること。

- エ アンケート結果を報告書として取りまとめ、10月末日までに各道内 PSA 催行事業者へフィードバックすること。
  - オ コース磨き上げにつながるアンケート設問項目やフィードバック内容・手法を提案すること。手法は、例として PSA・DOA 関係者へのヒアリング調査を実施する等が想定されるがこの限りではない。
- ② アンケート結果を踏まえたコース磨き上げ結果の集約
- ア 各道内 PSA 催行事業者が上記フィードバックをもとに行った PSA コース磨き上げ後の行程を、観光機構のウェブサイト掲載内容の更新資料として集約すること。
  - イ 集約した資料については、効果的な磨き上げが行われていることを確認した上で、12月末日までに観光機構へ提出すること。
- ③ 道内 PSA 催行事業者への調査協力金の支払い
- ア ①の調査に係る協力金について、各道内 PSA 催行事業者へ支払いを行うこと。
  - イ この調査協力金の額は、各道内 PSA への一般参加者 (paying delegates) の人数に 10 万円を乗じて算出し、その費用は本委託業務費用に含むものとする。
  - ウ 調査協力金の見積金額は PSA 一般参加者枠から想定される費用である 400 万円とすること。
  - エ 調査協力金の支払金額が確定した後、上記の 400 万円と確定した調査協力金との差額を契約金額から増やすまたは減じる契約変更を行うこと。
  - オ この支払いは、各道内 PSA 催行事業者から②イの磨き上げ結果の提出が完了した後に、1月末日までに行うこと。

※道内 PSA のコースと催行事業者については、参加表明を行った事業者に対して観光機構から通知する。

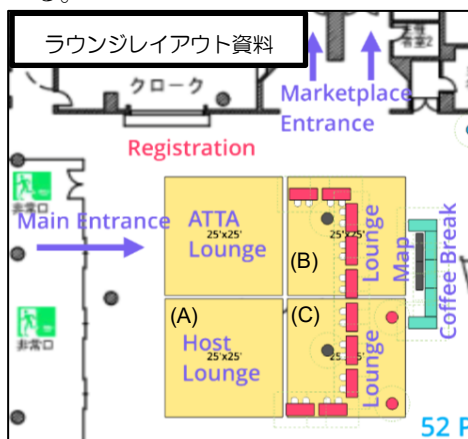
(2) DOA 参加者アンケート調査実施

- ① 各 DOA 催行事業者と連携してツアー終了後に参加者に対してアンケートを実施し、結果を事業実績報告に含めること。
- ② 全ての DOA 参加者から回収できるよう、回収方法について有効な手法を提案すること。
- ③ アンケート設問項目は DOA コースおよびコンテンツを検証できる内容となるよう、観光機構及び実行委員会と協議の上、設定すること。
- ④ アンケート結果を報告書として取りまとめ、10月末日までに各 DOA 催行事業者へフィードバックすること。

※DOA のコースと催行事業者については、参加表明を行った事業者に対して観光機構から通知する。

(3) ATWS2023 ホストデスティネーションラウンジの設置・運営

ATWS においては、商談用テーブルや各種 PR 資材の設置等を行える総合的な PR エリアをラウンジという。ATWS2023 では、下図のとおり、ATTA から実行委員会に対してホストデスティネーションラウンジという 25 フィート(約 7.62 メートル)四方のスペースが付与されている。



(左下の(A)『Host Lounge』部分)

このスペースを活用して、ATWS2023 に参加する道内ツアーオペレーター10 社程度及び道内デスティネーション（市町村やDMO）10 団体程度が商談及びPR 等を行う北海道ラウンジ（仮称）の設置運営を次のとおり行うこと。

なお、上記のツアーオペレーター及びデスティネーションは観光機構がとりまとめ、確定した時点で観光機構から受託事業者に対し通知する。

① 北海道ラウンジ設置・運営

ア 北海道のツアーオペレーターが効果的に商談を行えるよう装飾を含む設置、運営を行うこと。

イ 北海道のデスティネーションが効果的にPR を行えるよう装飾を含む設置、運営を行うこと。

ウ 上記の参加総数の内、道内ツアーオペレーター最大5 社、道内デスティネーション最大4 団体が同時にラウンジ内にいることを想定し、テーブル等の設置案および運営方法について提案すること。

エ 運営人員（人数および役割）について、具体的に提案すること。

オ ラウンジ訪問者がPSA やDOA に関するコースの詳細情報や催行ツアーオペレーター情報等を簡易に入手できるよう、具体的な手法を提案すること。

カ 装飾、設置及び運営内容の決定及び当日の運営にあたっては、北海道だけではなく日本全体として統一感のある効果的なものとなるよう、独立行政法人 国際観光振興機構が行う「2023 年度 Adventure Travel World Summit における情報発信事業」（以下、「JNTO 事業」という）の受託事業者と連携を行うこと。

※JNTO 事業において(3)ラウンジレイアウト資料の(B) (C) 部分をジャパンラウンジ（仮称）として設置予定。

キ ATWS2023 では本業務のほか、実行委員会が行う「ATWS2023 大会等運営」、「ATWS2023 食事イベント企画運営」等の業務が委託業務として実施される予定である。本事業の受託者は、上記の関連する他の受託事業者と調整・連携して、ラウンジ設置・運営を行うこと。

ク ラウンジ設置・運営に関わる人員はATWS2023 のチケットを購入する必要があり、その費用は本委託業務費用に含むものとする。

② ラウンジ訪問者に対するアンケート実施

ア ラウンジ訪問者に対するアンケートを実施し、アンケートの設問項目は、サミットの参加状況およびラウンジ内での商談成果を検証できる内容となるよう、JNTO 事業の受託事業者及び実行委員会と連携して検討し、最終的に観光機構と協議の上、設定すること。

イ アンケート回収に対して指標となるKPI を設定し、目標達成のための手法を提案すること。

③ ラウンジ出展者に対する事前説明会の実施

ラウンジに出展する道内ツアーオペレーター及び道内デスティネーションに対して、出展が効果的なものとなるよう、出展の流れや留意事項等に関する事前説明会を実施すること。

④ ラウンジ出展者に対するアンケート実施

ア ラウンジに出展する道内ツアーオペレーター及び道内デスティネーションに対するアンケートを実施し、アンケートの設問項目は、今後のAT に関する商談会出展に資する内容となるよう、JNTO が行う事業の受託事業者と連携して検討し、最終的に観光機構と協議の上、設定すること。なお、ATWS2023 開催以降における商談成約率等を確認する追跡調査も行うこと。

イ 全てのラウンジ出展者から回収できるよう実施すること。

(4) 調査報告書の作成

下記の報告書について、それぞれに記載する内容に沿って作成し、観光機構へ提出すること。また、その分析方法について具体的に提案すること。なお、報告書の記載項目等については観光機構と協議の上作成すること。

① ATWS2023 参加者に関する報告書

ア 目的：北海道ラウンジに出展する道内ツアーオペレーターおよびデスティネーションが効果的な商談及びPR等を行うための参加者情報の提供

イ 必須の記載項目：ATWS2023 参加者一覧、参加者の属性ごとの集計・分析

ウ 分析元のデータ：ATTA の HP に掲載される ATWS2023 参加者情報及び観光機構が提供する情報

エ 提出期日：8月末日

※観光機構の確認を得た後、ラウンジ出展者に対し、ATWS2023 前に配布すること。

② ツアーオペレーターおよびデスティネーション向けの報告書

ア 目的：施策展開の参考資料

イ 必須の記載項目：アンケートの各項目に対する集計結果、集計結果に対する分析（例えば、特定の回答をした人の傾向など）

ウ 分析元のデータ：(1)①、(2)、(3)②及び④において実施したアンケート結果

エ 提出期日：10月末日

③ ATWS2023 全体の開催報告書

ア 目的：ATWS2023 の開催内容を総括するとともに、道内ツアーオペレーターおよびデスティネーションが AT を推進する上での課題を明確にすること

イ 必須の記載項目：ATWS2023 の全ての agenda に対する開催結果概要、上記①②の内容、北海道における AT 推進の指標となる分析

ウ 分析元のデータ：上記①②の分析元のデータ、ATWS2023 の最終的な参加者情報等の観光機構が提供する情報

エ 提出期日：11月末日

(5) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(6) その他

上記以外に、「ATWS2023 を活用した調査事業」の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(7) 上記(1)～(6)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)～(6)の業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

① 事業実績報告書

紙媒体3部及び電子データ(USBメモリに入れて納品)

② 成果物

(4)①、②、③に示した報告書

電子データ (USBメモリに入れて納品)

10. 事業説明会

本事業に関する事業説明会を ZOOM によるオンラインで開催する。参加希望者は6月8日(木)16:00までにメールで連絡すること。また、説明会時に得た情報は、本事業の提案目的のみに使用し、使用後は破棄すること。

(1) 日時 令和5年6月9日(金)14:00～15:00

(2) 場所 ZOOM ミーティング(説明会の参加表明者に対して後日 URL を送付)

(3) 連絡先 AT 推進部 柴田佳郎 yo\_shibata@visithkd.or.jp

11. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行なうこと。

(1) 提出期限 令和5年6月13日(火)17:00

(2) 提出方法 メール

(3) 提出場所 AT 推進部 柴田佳郎 yo\_shibata@visithkd.or.jp

## 12. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書

上記「9. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

#### ② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。

#### ③ 実施スケジュール

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること（企画提案が採択された後は、業務処理計画書として再提出する）。

#### ④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。  
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

#### ⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

#### ⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

#### ⑦ 見積書（参考見積り）

- ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

### (2) 規格及び部数

A4判 7部（社名あり1部、社名なし6部）

### (3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

### (4) 提出期限

令和5年6月20日（火）15:00（厳守）

### (5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
（公社）北海道観光振興機構 AT推進部  
担当：柴田佳郎 TEL 011-206-6951

## 13. 選定基準

### (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

### (2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

### (3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

#### 14. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

#### 15. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

#### 16. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

#### 17. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

#### 18. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階  
北海道経済部観光局観光振興課内  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
AT推進部 柴田佳郎  
yo\_shibata@visithkd.or.jp  
TEL 011-206-6951

以上